## マラリア予防ガイドライン作成の目的

## 狩野 繁之

国立国際医療センター 研究所 適正技術開発・移転研究部

わが国における輸入感染症の制御という課題は、地球規模での新興・再興感染症の猖獗の状況に 鑑みて重要な懸案である。特に2003年にSARSの突発的流行の波に日本が曝されそうになった事態を経験し、わが国の輸入感染症予防に係る問題は、専門家の間だけでなく全国民的な関心事になったといっても過言ではない。世界における感染者数と死亡者数を指標にすれば、マラリアはエイズ、結核と並んで最大の感染症である。その疾病の経過や重篤性をさらに加えて考えれば、他のあらゆる感染症に増してマラリア感染の予防や治療に重大な関心が払われてしかるべきである。

一方、わが国からの日本人年間出国者数は、2001年のアメリカ同時多発テロの影響および 2003年のSARS流行の影響で、2001年の16,357,572人をピークにその数は減少傾向を示し、 2003年には13,296,330人となった。輸入マラリアの年間届け出患者数は、1999年4月の「感染症法」の施行で「全数届け出」が法的に強化され、1999年には112例、2000年には154人まで増加したものの、2001年には109人、2002年には83人に減少した。しかしながら2004年になって、わが国からの渡航者数が回復する兆しが認められ、輸入マラリア患者数もそれにつれて増加するものと考えられる。

このような状況において第一義的に重要なことは、いかに渡航者をマラリアの感染から守るか、その旅行医学的な研究の充実であると判断された。現在の情報化時代の中にあって、インターネット上や旅行ガイドブック、家庭医学書、専門書など、マラリアの予防に関して数多くの情報が流されているが、その中には極めて有用な情報から、必ずしも適切でない記載までが含まれている。すなわち、マラリアの予防に関する知識を渡航者に啓蒙するだけでなく、医療従事者の間でも適切に標準化する必要性があるものと考えられた。特に、2001年からメフロキンの予防内服目的の投与が国内で承認され、同薬の適切な処方に関しても特別な注意が必要になってきている。

本ガイドライン案には、具体的な予防手段として「蚊の対策」、「予防内服」、「スタンバイ治療」と章分けして記載し、それらの実施基準や運用法についても追記した。マラリア予防に関わる医師が本ガイドラインを有効に利用することで、わが国からの海外渡航者の健康に資することを目指している。今回の熱帯医学会大会のワークショップでは、このガイドライン作成に向けた研究成果を提示し、学会員の皆様の意見を広くいただく場を得るとともに、議論を通して質の高いガイドラインを最終的に作りあげる作業を行いたい。

Purposes of establishing preventive guidelines against malaria SHIGEYUKI KANO

Department of Appropriate Technology Development and Transfer, Research Institute, International Medical Center of Japan, Tokyo, Japan